

特定非営利活動法人市民活動さぽーとねっと 職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、組織規程の規定に基づき、NPO 法人における職位に係る責任および権限に関する管理基準および管理手続を明確に定めるとともに、職務権限の適正化ならびに業務運営の円滑化を推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、特に規定された場合を除き、NPO 法人の管理職位および監督職位の基本的な責任権限ならびに共通職務権限として適用される。

2. 前項のほか、次席職位または代理職位の基本的な責任権限等については、当該職員に準じた権限行使ができるものとする。

(基本用語の定義)

第3条 この規程における基本用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 組織とは、NPO 法人の事業目的を達成するため、系統的に編成された業務処理の単位をいう。
 - (2) 職位とは、NPO 法人組織の各階層における組織単位を統括する管理上および統制上の地位をいう。
 - (3) 職務とは、各職位が遂行すべきものとして、現に割当てられた具体的な業務の種類をいう。
 - (4) 権限とは、各職位が割当てられた職務を遂行する際に、その行為の効力を最終的に発生させ、当該実施を命令する機能の範囲をいう。
 - (5) 責任とは、各職位が当該職務を遂行するに当たり、権限を行使した際に負わなければならない管理および監督上の責務をいう。
2. 前項に規定するほか、職務権限を行使するときの基本的な権限形態の定義は次の通りとする。
- (1) 立案とは、判断力および計画力を行使して構想を具体化し、案件の作成ならびに準備作業を最終的に確認することをいう。
 - (2) 検討とは、立案に対して決裁の前段階とした適否の点検を行うことをいい、必要に応じて修正または却下をすることができる。
 - (3) 調整とは、計画中または職務上の活動もしくは業務の遂行につき、部門相互間で意見が一致するような措置を講ずることをいう。

- (4) 決定とは、自己の裁量において判断し取り決めることのほか、審議事項を検討した後に示す判断をいう。
- (5) 報告とは、下位職者の権限行使の経過および結果につき、上位職者として報告を受けることであり、権限行使の内容に応じた上位職者としての承認も含むものとする。

(その他の職務権限用語)

第4条 職務権限の行使に関するその他の権限形態には次のものがある。

- (1) 管理とは、定められた目的を達成するため、方針・計画・手続および方法を設定し、これを能率的に運営する業務活動をいう。
- (2) 統制とは、業務活動を定められた方針・計画または手続等に合致させるよう修正することをいう。
- (3) 協議とは、業務活動の実施の円滑化を図るため、立案要件に関し他部門の意見を聴取して相互に検討するなど、調整するための方法をいう。
- (4) 決裁とは、下位職者からの申請要件に対し、上位職者が最終的に効力発生の意志決定をすることをいう。
- (5) 承認とは、下位職者からの申請要件に対し、上位職者が自ら許可または認可を与えることをいう。
- (6) 実施とは、決定または承認された事項について、定められた条件の範囲内で実行することをいう。
- (7) 審査とは、業務活動が定められた方針・計画または手続等に合致しているか否かを調査し、判定することをいう。
- (8) 審議とは、特定の機関で検討事項を協議することをいう。
- (9) 合議とは、複数の関係者が検討事項を協議することをいう。
- (10) 回議とは、作成した案件を関係者に回付して意見を聴取したり、承諾を求めたりすることをいう。
- (11) 命令とは、権限を行使するため、特定の行為を求めることで、命令を受けた者は服従の義務をいう。
- (12) 指示とは、権限を行使するため、特定の行為を求めることで、指示を受けた者は正当な理由がない限り、これを拒むことができない。
- (13) 指導とは、目的および方法を示し、業務の遂行を推進することをいう。
- (14) 助言とは、職務権限を有する上位職者に対し、求めに応じて有効な意見を進言して助力することをいう。
- (15) 勧告とは、職務権限を有する上位職者に対し、意見を示して決定または実施を促すことをいう。
- (16) 提案とは、職務権限を有する上位職者に対し、意見を示し立案または実施を求

めることをいう。

2. 前項のほか、職務権限の行使については、必要に応じて稟議手続きを経なければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

第2章 理事の職務権限

(代表理事の職務権限)

第6条 代表理事は、定款の定めるところにより NPO 法人を代表し、NPO 法人の業務を統轄する。

2. 代表理事は、理事会が決議した職務を執行するとともに、理事会から委任されている事項について自ら決定し執行する。

(副代表理事及び業務担当理事の職務権限)

第7条 副代表理事は、代表理事不在時における職務を代行するほか、代表理事を補佐して助言するとともに、代表理事の職務のうち委任された事項について代行する。

2. 業務担当理事は、理事会が決議した担当職務を執行するとともに、理事会から委任されている事項について自ら決定し執行する。

(その他の理事の職務権限)

第8条 理事は、代表理事及び副代表理事を補佐して助言するとともに、代表理事または副代表理事の職務のうち委任された事項について代行する。

第3章 監事の職務権限

(監事の職務権限)

第9条 監事は、理事会およびその他の重要な会議に出席するほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 全号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

もしくは理事会の招集を請求すること。

第4章 管理職の職務権限

(部門長の基本的責任権限)

第10条 部門長はNPO法人の方針・諸規程および承認された担当部署の実施方針に従って、担当部門の職務遂行に対し責任を負い、その責任遂行に必要な権限を有するとともに、当該職務の遂行に際しては方針または計画等を部内に徹底させるほか、部内全般の士気の高揚、円滑な人間関係および適切な連帯感を醸成する。

2. 前項の職務遂行に際しては、常に成果に対する質的な向上のほか、能率および効率の向上を図るとともに、組織の研究および管理体制の改善ならびに推進に留意しなければならない。

(部門長の職務権限)

第11条 部門長は、代表理事または事務局長の指示のもと管理者として次の事項に関し、健全な計画を立案するとともに、部内を統轄してこれを実施に移すことを基本的な任務とする。

- (1) 当法人の中期計画の策定および年度計画の立案参画ならびに意見具申
- (2) 業務計画および実施方針の策定・通達ならびに指示・管理
- (3) 各部の実施計画の承認ならびに指導・助言
- (4) 部門長相互間の連絡及び協力
- (5) 各部の維持および管理
 - ①各部の機能を合理的かつ円滑に発揮させるため、各部の適正維持および改善推進に関する指示を行う。
 - ②各部の業務分担および職務割当ならびに業務処理基準の設定または改善に関する指導及び助言を行う。
- (6) 内部統制では、部内の実施方針が法令遵守により、円滑かつ完全に遂行されるよう方針管理の普及徹底を図るとともに、各部の業務活動に必要な管理基準・管理手続の設定に際し、必要な統制を行う。
- (7) 報告処理および情報提供
 - ①所管事項に関する結果報告および情報提供について、代表理事または事務局長に対して行う。
 - ②各部の職務遂行に係る経過状況および結果を受けるとともに、各部からの情報提供について、必要に応じて事務局長に対し、報告もしくは伝達する。
- (8) 各部の管理状況の確認および内部統制のほか日常的な人事労務管理および予算

管理等について、管理状態の把握・調整・統制ならびに次の事項に関する承認または決定をするとともに、必要な指導および助言を行う。

- ①各部の職員の採用・配置・休職・復職・退職および解雇に関する調整
- ②各部の職員が行う人事考課の承認ならびに最終考課の調整
- ③各部の職員の昇給および賞与の査定に関する具申の調整
- ④各部の職員の昇進・昇格人事の合議および推薦の検討ならびに調整
- ⑤各部の職員の教育訓練・勤怠管理・時間管理・健康管理および防災管理等に関する実施報告の承認

(9) 各部の業績評価ならびに人事考課

- ①各部の業務管理に対して適正な業績評価を行い、必要に応じて状況報告を受けるとともに、公正な人事考課を実施する。
- ②各部の休暇・欠勤・遅刻・早退・外出ならびに出張等の承認

(10) 部門長は、所管予算の執行に当たりコストの適正化に努めるとともに、最小の経費をもって最大の効果を上げるよう積極的に努力しなければならない。

- ①各部の所管予算の編成承認ならびに所管予算の管理および統制に関する報告承認
- ②各部の所管予算の執行状況につき予算範囲を超える経費支出または計画外の経費支出について決裁承認の申請

(11) その他の共通職務権限

- ①各種会議または委員会の招集・運営ならびに出席
- ②特命による職務の遂行および報告
- ③その他の職務権限お行使

第5章 職務権限基準表

第12条 各職位の職務権限の範囲については、別に定める職務権限基準表によるものとする。

(附 則)

この規定は、令和元年2月28日から施行する。